

第1回愛媛県地域日本語教育総合調整会議 次第

日 時：令和4年7月15日（金）13：30～
場 所：県国際交流協会第1研修室
（松山市道後一万1-1）

- 1 開会あいさつ
- 2 会議の運営に関する事項について
 - （1）会長・副会長の選出について
 - （2）会議の公開について
- 3 令和4年度地域日本語教育の総合的な体制づくり事業について
 - （1）事業の概要等について
 - （2）令和4年度事業について
 - （3）今後のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

出席者名簿

【委員】

分野	氏名	所属・役職	出欠	備考
学識経験者 【3名】	高橋 志野	愛媛大学国際連携推進機構国際教育支援センター准教授 (兼) 副センター長	出	
	奥村 三菜子	NPO 法人 YYJ・ゆるくてやさしい日本語のなかまたち 副理事長	出	
	大森 典子	元愛媛県国際交流協会外国人生活相談室長	欠	
日本語教育や国際交流を行う団体の関係者【2名】	土井 美智子	新居浜市国際交流協会事務局長	出	
	木田 百合子	えひめ JASL 会長	出	
外国人雇用事業等の支援団体【2名】	稲垣 徹	愛媛県中小企業団体中央会事務局長	出	
	野田 實	愛媛県外国人技能実習生受入組合協議会会長	出	
関係行政機関の職員及び市町関係者 【4名】	武智 茂記	愛媛県市長会事務局長	出	
	渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	出	
	藤本 朋成	愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課長	出	産業人材課産業人材グループ高橋拓也担当係長代理出席
	小池 達士	愛媛県教育委員会指導部義務教育課長	出	義務教育課大倉匡仁主幹代理出席
外国人住民 【2名】	王 姿妍	宇和島市国際交流事務員	出	
	チャン ティホン	株式会社一柳	欠	

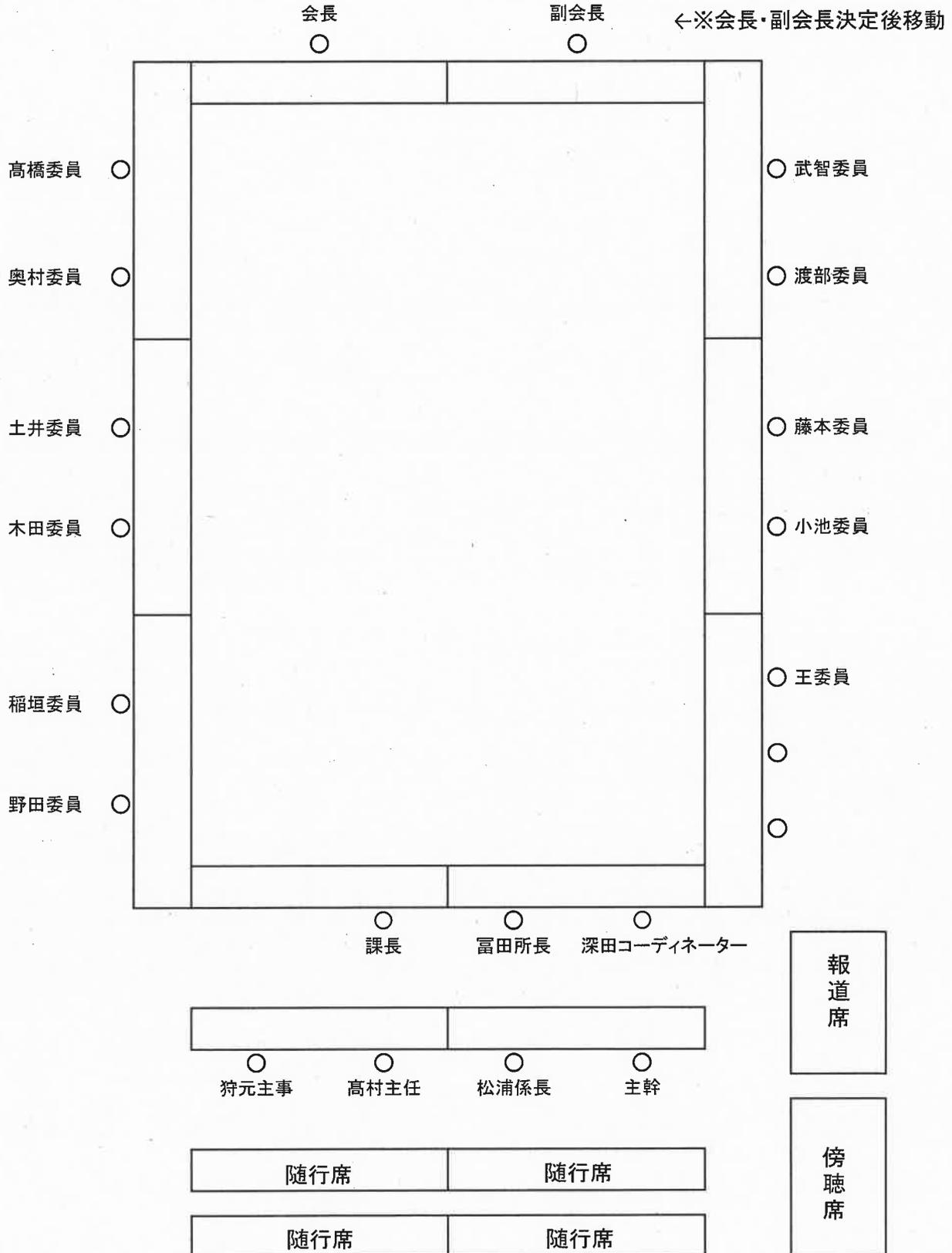
(順不同、敬称略)

【事務局】

愛媛県観光国際課	課長	河上 芳一
	主幹	中川 茂久
	国際交流グループ担当係長	松浦 祥子
	国際交流グループ主任	高村 謙介
	国際交流グループ主事	狩元 駿
県国際交流協会	事務局所長	富田 実
	調査・推進計画策定コーディネーター	深田 絵里

第1回愛媛県地域日本語教育総合調整会議 配席図

令和4年7月15日(金)13:30~
県国際交流協会第1研修室



愛媛県地域日本語教育総合調整会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の実情に応じた日本語教育の推進に資するための計画策定から実現に向けた施策の推進等について、専門的知見の反映、各関係者の意見集約や連携を図るため、愛媛県地域日本語教育総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合調整会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県の地域日本語教育に関する計画の策定、見直しに関すること。
- (2) 県の地域日本語教育に関する計画の実現に向けた施策の推進に関すること。
- (3) その他地域日本語教育推進に関し必要な事項。

(委員)

第3条 総合調整会議委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 日本語教育や国際交流を行う団体等の関係者
- (3) 外国人雇用事業等の支援団体
- (4) 関係行政機関の職員及び市町関係者
- (5) 外国人住民

(会長及び副会長)

第4条 総合調整会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を統轄し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 総合調整会議の委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 総合調整会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 総合調整会議の庶務は、観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は令和4年5月23日から施行する。

愛媛県地域日本語教育総合調整会議委員名簿

分野	氏名	所属・役職
学識経験者	高橋 志野	愛媛大学国際連携推進機構国際教育支援センター准教授（兼）副センター長
	奥村 三菜子	NPO 法人 YYJ・ゆるくてやさしい日本語のなかまたち副理事長
	大森 典子	元愛媛県国際交流協会外国人生活相談室長
日本語教育や国際交流を行う団体の関係者	土井 美智子	新居浜市国際交流協会事務局長
	木田 百合子	えひめ JASL 会長
外国人雇用事業等の支援団体	稲垣 徹	愛媛県中小企業団体中央会事務局長
	野田 實	愛媛県外国人技能実習生受入組合協議会会長
関係行政機関の職員及び市町関係者	武智 茂記	愛媛県市長会事務局長
	渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長
	藤本 朋成	愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課長
	小池 達士	愛媛県教育委員会指導部義務教育課長
外国人住民	王 姿妍	宇和島市国際交流事務員
	チャン ティ ホン	株式会社一柳

（順不同、敬称略）

審議会等の会議の公開に関する指針

[平成 12 年 5 月 18 日制定]

1 目的

この指針は、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、県民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務事業について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関のうち、県の各種施策の企画立案、政策決定、執行等の過程において、広く県民各界の意見や専門的知識を反映させる重要な役割を果たしている機関をいう。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、次の場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）第 7 条第 2 項各号に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3 の審議会等の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定の内容を一般の閲覧に供することにより公にするものとする。なお、非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の 1 週間前までに、開催の日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手續その他必要な事項を記載した開催通知を報道機関へ提供するとともに、広報広聴課及び地方局県民情報室において一般の閲覧に供することにより当該会議の開催を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 審議会等は、必要に応じて、県のホームページ等により、公開する会議の開催について周知するよう努めるものとする。

7 会議結果等の公開

審議会等は、公開した会議の会議結果を作成し、会議の資料と併せて一般の閲覧に供するものとする。

8 その他

- (1) 知事は、審議会等に関する資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- (3) この指針は、平成 12 年 6 月 1 日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

傍 聴 要 領

愛媛県地域日本語教育総合調整会議

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、7月15日（金）午後1時30分（会議の開催予定時刻までに、会場（愛媛県国際交流協会第1研修室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局職員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は、7月15日（金）午後1時15分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

愛媛県地域日本語教育総合調整会議傍聴要領（案）

愛媛県地域日本語教育総合調整会議
〔令和4年〇月〇日制定〕

1 傍聴の申込み

傍聴を希望する者は、会議開催日の2日前（閉庁日を除く）の17時までに、傍聴を希望する会議名（愛媛県地域日本語教育総合調整会議）、住所、氏名、連絡先（電話番号又はFAX番号）を愛媛県地域日本語教育総合調整会議事務局（愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課）まで申し出なければならない。

2 申込みの受付

傍聴申込みの受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

3 傍聴受付の連絡

事務局は、会議開催日の前日（閉庁日を除く）の15時までに、傍聴人に傍聴可能であることを連絡する。

4 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は5人とする。ただし、会場の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

5 会議での受付及び手続き

会議傍聴の許可を受けた傍聴人は、会議当日の会議開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室する。（受付開始は、会議開催予定時刻の15分前からとする。）

6 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

7 会議の秩序の維持

会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、
 ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

<p>国内における日本語教育の機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育 ・外国人留学生等に対する日本語教育 ・外国人等の被用者等に対する日本語教育 ・難民に対する日本語教育 ・地域における日本語教育 ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進 	<p>海外における日本語教育の機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外における外国人等に対する日本語教育 ・在留邦人の子等に対する日本語教育
<p>日本語教育の水準の維持向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上 ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等 ・教育課程の編成に係る指針の策定等 ・日本語能力の適切な評価方法の開発 	<p>日本語教育に関する調査研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等 ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等
	<p>地方公共団体の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - (2) 海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

第1次募集 (48団体)

都道府県
(34団体)

政令指定都市
(14団体)

- ・ 岩手県
- ・ 宮城県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県
- ・ 千葉県
- ・ 東京都
- ・ 神奈川県
- ・ 富山県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県★
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 島根県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 愛媛県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県
- ・ 沖縄県★

- ・ 仙台市★
- ・ さいたま市
- ・ 千葉市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市★
- ・ 浜松市
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市★
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 広島市
- ・ 北九州市★
- ・ 福岡市
- ・ 熊本市



【参考】
 令和3年度 実施団体 42団体
 令和2年度 実施団体 35団体
 令和元年度 実施団体 17団体

★ : 地域国際化協会が応募
 下線付 : 新規応募団体

愛媛県地域日本語教育体制づくり事業（文化庁補助事業）について①

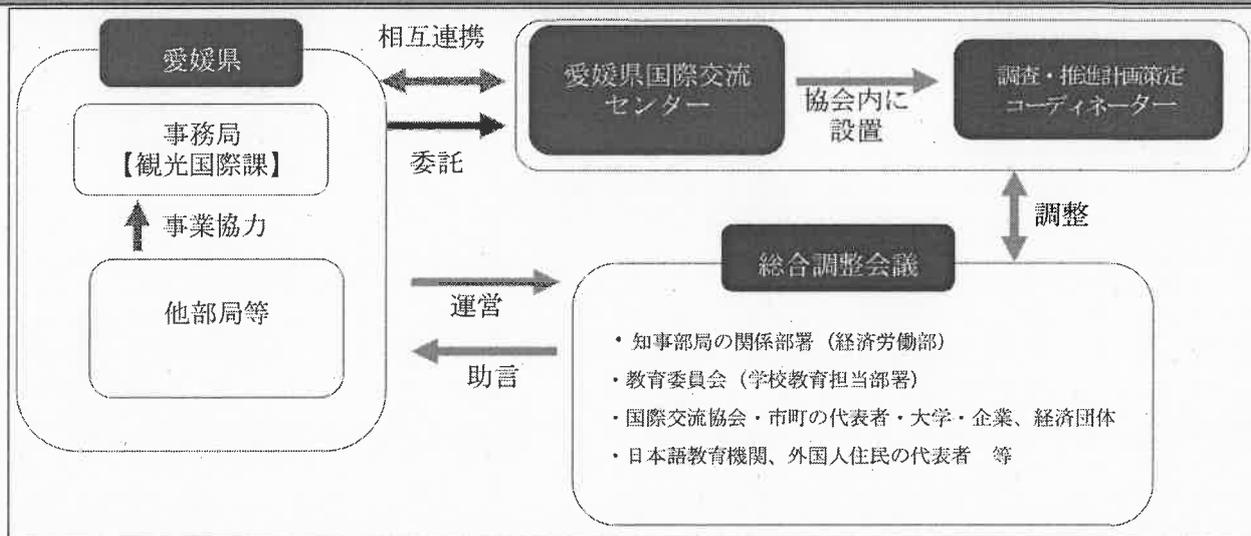
○事業の目的

在県外国人等が、他者と必要なやりとりができる日本語コミュニケーション能力を身に付け、日本の習慣等の知見を得るとともに、日本語教育への関わりを通じ、多くの県民が地域に暮らす在住外国人等へ理解を深めることにより、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、対等な関係で地域社会の構成員として生活していく、多文化共生社会の実現を目指す。

○事業計画期間

令和4年4月～令和9年3月（5年間）

○実施体制



愛媛県地域日本語教育体制づくり事業（文化庁補助事業）の具体的取組内容②

1. 愛媛県地域日本語教育総合調整会議（総合調整会議）の設置（必須）

【実施回数】 3回

○令和4年7月、10月、令和5年2月

【主な検討項目】

- 実態調査に係る検討
- 県内の日本語教育の推進に関する総合的な計画策定に関すること
- 計画を踏まえた来年度の具体的施策の検討

2. 調査・推進計画策定コーディネーターの配置（必須）

【役割】 事業への助言や総合調整会議との調整など

- ①実態調査におけるアンケート項目や対象者、ヒアリング実施対象の選定
- ②関係機関へのヒアリングの実施
- ③調査結果の分析
- ④推進計画（案）策定に係る助言
- ⑤総合調整会議との調整

3. 実態調査の実施

県内の日本語教育に関するニーズ等を把握

4. 日本語教育推進計画の策定

実態調査の結果や総合調整会議の意見を踏まえ、県内の日本語教育の推進に関する総合的な計画を策定（基本方針としても位置付け）

愛媛県地域日本語教育体制づくり事業（文化庁補助事業）について③

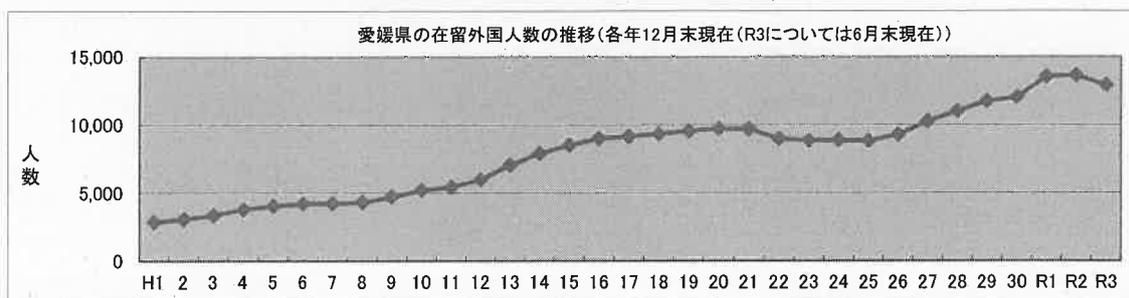
○事業を通じて構築を目指す体制の全体像

県内の日本語教育施策等の現状や課題等を把握した上で、その結果や有識者会議における意見等を踏まえ、県内の日本語教育の実施に関する総合的な体制づくりのための計画を策定し、行政、日本語教育機関やその他関係機関等の役割を明確にするとともに、県内関係機関等（市町、大学、日本語教育機関、NPO法人等）と協力・連携して具体的な取組等を実施することにより、在県外国人等が生活等に必要な日本語能力を身に付けることのできる体制構築を目指す。

○スケジュール案

	R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	R4年度～
総合調整会議	総合調整会議設置			第1回会議【議題】 ・会議の運営について ・愛媛県地域日本語教育体制づくり事業について			第2回会議【議題】 ・実態調査結果について ・推進計画の骨子（案）について ・来年度事業（案）について				第3回会議【議題】 ・推進計画について ・来年度事業について		施策実施
委託事業	推進計画策定コーディネーター配置			実態調査実施		結果取りまとめ・骨子案作成		推進計画案作成				計画策定	

愛媛県の在留外国人数の年別推移

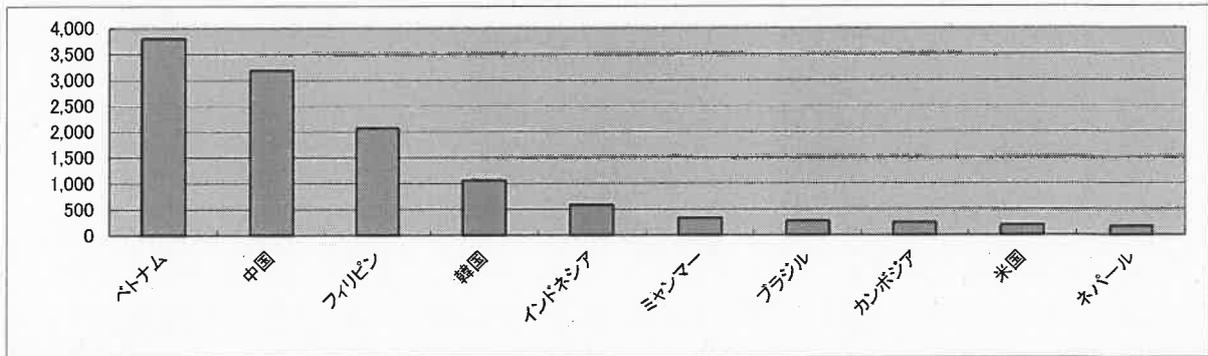


年	全国(人)	対前年比(%)	指数	県内(人・国数)	対前年比(%)	指数
H元	984,455	4.6	47.4	2,873 (37ヶ国)	1.1	32.4
2	1,075,317	9.2	51.7	3,098 (38ヶ国)	7.8	35.0
3	1,218,891	13.4	58.6	3,377 (48ヶ国)	9.0	38.1
4	1,281,644	5.1	61.7	3,818 (46ヶ国)	13.1	43.1
5	1,320,748	3.1	63.5	4,077 (46ヶ国)	6.8	46.0
6	1,354,011	2.5	65.1	4,231 (51ヶ国)	3.8	47.8
7	1,362,371	0.6	65.5	4,231 (53ヶ国)	0.0	47.8
8	1,415,136	3.9	68.1	4,337 (56ヶ国)	2.5	49.0
9	1,482,707	4.8	71.3	4,718 (60ヶ国)	8.8	53.3
10	1,512,116	2.0	72.8	5,207 (62ヶ国)	10.4	58.8
11	1,556,113	2.9	74.9	5,447 (66ヶ国)	4.6	61.5
12	1,686,444	8.4	81.1	5,977 (64ヶ国)	9.7	67.5
13	1,778,462	5.5	85.6	7,037 (68ヶ国)	17.7	79.5
14	1,851,758	4.1	89.1	7,899 (71ヶ国)	12.2	89.2
15	1,915,030	3.4	92.1	8,493 (69ヶ国)	7.5	95.9
16	1,973,747	3.1	95.0	9,011 (74ヶ国)	6.1	101.7
17	2,011,555	1.9	96.8	9,154 (71ヶ国)	1.6	103.4
18	2,084,919	3.6	100.3	9,344 (77ヶ国)	2.1	105.5
19	2,152,973	3.3	103.6	9,554 (81ヶ国)	2.2	107.9
20	2,217,426	3.0	106.7	9,728 (84ヶ国)	1.8	109.8
21	2,186,121	△ 1.4	105.2	9,698 (85ヶ国)	△ 0.3	109.5
22	2,134,151	△ 2.4	102.7	8,986 (82ヶ国)	△ 7.3	101.5
23	2,078,508	△ 2.6	100.0	8,857 (83ヶ国)	△ 1.4	100.0
24	2,033,656	△ 2.2	97.8	8,905 (80ヶ国)	0.5	100.5
25	2,066,445	1.6	99.4	8,834 (88ヶ国)	△ 0.8	99.7
26	2,121,831	2.7	102.1	9,290 (87ヶ国)	5.2	104.9
27	2,232,189	5.2	107.4	10,279 (89ヶ国)	10.6	116.1
28	2,382,822	6.7	114.6	11,020 (89ヶ国)	7.2	124.4
29	2,561,848	7.5	123.3	11,745 (95ヶ国)	6.6	132.6
30	2,731,093	6.6	131.4	12,038 (97ヶ国)	2.5	135.9
R元	2,933,137	7.4	141.1	13,540 (99ヶ国)	12.5	152.9
R2	2,887,116	△ 1.6	138.9	13,481 (99ヶ国)	△ 0.4	152.2
R3	2,823,565	△ 2.2	135.8	12,931 (99ヶ国)	△ 4.1	146.0

全 国一在留外国人統計(法務省)

愛媛県一愛媛県国際交流課調(～H16)(H17～は在留外国人統計)

在留外国人の国籍別人員内訳(R3.6月末現在)



順位	国籍	人数	割合	順位	国籍	人数	割合
1	ベトナム	3,799	29.4	49	スイス	3	0.0
2	中国	3,193	24.7	49	スウェーデン	3	0.0
3	フィリピン	2,073	16.0	49	トリニダード・トバゴ	3	0.0
4	韓国	1,056	8.2	49	ポーランド	3	0.0
5	インドネシア	585	4.5	49	リビア	3	0.0
6	ミャンマー	330	2.6	49	ルーマニア	3	0.0
7	ブラジル	275	2.1	49	モザンビーク	3	0.0
8	カンボジア	243	1.9	49	無国籍	3	0.0
9	米国	196	1.5	60	イラン	2	0.0
10	ネパール	167	1.3	60	エチオピア	2	0.0
11	タイ	134	1.0	60	ガボン	2	0.0
12	台湾	102	0.8	60	チェコ	2	0.0
13	朝鮮	99	0.8	60	デンマーク	2	0.0
14	ペルー	60	0.5	60	ドミニカ共和国	2	0.0
15	インド	59	0.5	60	ブルガリア	2	0.0
16	英国	51	0.4	60	ベラルーシ	2	0.0
17	オーストラリア	38	0.3	60	マラウイ	2	0.0
18	カナダ	33	0.3	60	モロッコ	2	0.0
19	スリランカ	31	0.2	60	リトアニア	2	0.0
20	パキスタン	30	0.2	71	アフガニスタン	1	0.0
21	バングラデシュ	28	0.2	71	イエメン	1	0.0
21	マレーシア	28	0.2	71	エジプト	1	0.0
23	フランス	26	0.2	71	エストニア	1	0.0
24	ウズベキスタン	24	0.2	71	オーストリア	1	0.0
25	ニュージーランド	20	0.2	71	ガーナ	1	0.0
26	ドイツ	19	0.1	71	カメルーン	1	0.0
27	モンゴル	18	0.1	71	ギニアビサウ	1	0.0
28	ロシア	16	0.1	71	キューバ	1	0.0
29	イタリア	9	0.1	71	キルギス	1	0.0
29	スペイン	9	0.1	71	コスタリカ	1	0.0
29	ブータン	9	0.1	71	コンゴ民主共和国	1	0.0
29	ボリビア	9	0.1	71	ザンビア	1	0.0
33	オランダ	7	0.1	71	シエラレオネ	1	0.0
33	ナイジェリア	7	0.1	71	シリア	1	0.0
35	ケニア	6	0.0	71	ジンバブエ	1	0.0
35	トルコ	6	0.0	71	スロバキア	1	0.0
37	エクアドル	5	0.0	71	セネガル	1	0.0
37	シンガポール	5	0.0	71	セントルシア	1	0.0
37	フィンランド	5	0.0	71	タンザニア	1	0.0
37	ラオス	5	0.0	71	チュニジア	1	0.0
41	アイルランド	4	0.0	71	パナマ	1	0.0
41	イスラエル	4	0.0	71	ハンガリー	1	0.0
41	ウガンダ	4	0.0	71	フィジー	1	0.0
41	コロンビア	4	0.0	71	ベネズエラ	1	0.0
41	パラグアイ	4	0.0	71	ホンジュラス	1	0.0
41	ベルギー	4	0.0	71	マダガスカル	1	0.0
41	南アフリカ共和国	4	0.0	71	マルタ	1	0.0
41	メキシコ	4	0.0	71	モルドバ	1	0.0
49	アルゼンチン	3	0.0				
49	ウクライナ	3	0.0				
49	ジャマイカ	3	0.0				
(法務省 在留外国人統計)						総計(99ヶ国)	
※R3.6月調査						12,931	
						100	

愛媛県の在留資格(目的)別在留外国人数の推移 (R3.6月時点)

(単位:人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
教授	62	57	58	59	55	47	49	49	47	44	42	39	34	26	24
芸術	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—
宗教	33	28	31	19	20	13	6	8	5	4	3	3	4	6	4
報道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高度専門職1号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6	2	2	1	3
高度専門職1号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	7	9	9	12	9
高度専門職1号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
高度専門職2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
経営・管理	3	4	6	6	7	7	8	15	21	27	29	32	27	22	25
法律・会計事務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療	3	2	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
研究	6	2	3	2	1	2	2	1	1	1	1	3	2	1	—
教育	100	104	105	108	103	106	109	109	104	114	117	131	147	107	100
技術・人文知識・国際業務	374	404	402	347	365	368	367	389	415	408	449	428	551	648	672
企業内転勤	40	40	59	48	56	62	72	82	91	99	163	82	65	46	42
介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
興行	101	67	43	24	14	3	4	11	11	8	14	8	7	8	8
技能	66	72	64	77	91	113	119	102	107	124	110	105	113	96	104
研修	2,152	1,996	1,550	94	31	27	10	10	11	6	13	9	9	—	—
特定活動	2,356	2,668	3,010	1,145	78	33	34	46	244	369	472	523	637	1,380	1,184
特定技能(1号~3号)	(0)	(0)	(0)	(2,701)	(3,743)	(3,875)	(3,796)	(3,976)	(4,653)	(5,329)	(5,753)	(6,029)	(7,199)	(6,639)	(6,413)
特定技能1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(追加)	(追加)	(追加)
特定技能2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(追加)	(追加)	(追加)
技能実習1号イ	—	—	—	148	206	143	110	204	152	130	145	143	151	44	51
技能実習1号ロ	—	—	—	1,035	1,368	1,315	1,213	1,608	2,087	1,998	2,189	2,209	2,671	1,120	903
技能実習2号イ	—	—	—	197	212	280	238	156	226	284	199	212	231	239	200
技能実習2号ロ	—	—	—	1,321	1,957	2,137	2,235	2,008	2,188	2,917	3,220	3,284	3,567	4,263	4,104
技能実習3号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
技能実習3号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
文化活動	13	16	13	18	12	9	9	7	10	14	9	8	9	5	7
短期滞在	69	48	47	42	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
留学	479	482	541	533	510	460	456	607	665	537	596	646	598	423	341
就学	11	9	12	(留学に一本化)											
家族滞在	325	332	348	348	398	448	463	431	407	394	378	343	329	289	261
永住者	1,043	1,109	1,175	1,272	1,346	1,444	1,491	1,585	1,672	1,759	1,816	1,890	1,995	2,025	1,984
特別永住者	1,293	1,239	1,207	1,179	1,130	1,102	1,083	1,026	1,018	965	953	923	889	854	855
日本人の配偶者等	681	679	675	647	586	549	530	577	539	550	530	531	540	532	537
永住者の配偶者等	20	23	29	33	31	35	38	48	49	50	55	59	54	53	53
定住者	296	314	303	274	239	202	188	210	207	213	228	234	318	303	297
未取得者	14	18	9	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	13	14	7	6	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	9,554	9,728	9,698	8,986	8,857	8,905	8,834	9,290	10,279	11,020	11,745	12,038	13,540	13,481	12,931

(法務省 在留外国人統計)
※R3.6月調査

県内市町別在住外国人数 (R3. 6月現在)

R3. 6月調査 (法務省在留外国人統計)

	総数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	台湾	米国	タイ	その他
県総数	12,931	3,193	3,799	1,056	2,073	275	167	585	102	196	134	1,351
松山市	3,502	706	856	598	305	8	108	131	60	97	24	609
今治市	3,154	1,125	684	78	880	67	10	101	9	19	9	172
宇和島市	450	76	176	32	78	0	1	27	3	2	14	41
八幡浜市	210	68	51	10	49	0	0	5	1	1	0	25
新居浜市	1,343	172	453	166	168	133	14	84	14	18	6	115
西条市	1,417	540	383	46	175	50	7	81	5	5	3	122
大洲市	209	23	89	13	33	0	0	5	0	7	3	36
伊予市	278	79	118	20	12	1	10	1	0	6	9	22
四国中央市	916	148	465	30	125	5	6	58	6	7	6	60
西予市	305	94	107	16	31	4	3	7	0	7	1	35
東温市	187	33	90	9	6	1	7	17	2	2	0	20
上島町	292	22	37	1	151	6	0	6	0	2	53	14
久万高原町	22	2	2	6	1	0	0	0	1	3	0	7
松前町	226	36	136	18	18	0	0	2	0	2	1	13
砥部町	75	4	39	9	8	0	0	0	0	1	3	11
内子町	70	14	13	1	3	0	0	0	1	1	0	37
伊方町	61	12	39	0	4	0	0	0	0	5	1	0
松野町	26	0	21	0	3	0	0	0	0	1	0	1
鬼北町	83	33	31	1	4	0	0	1	0	5	0	8
愛南町	105	6	9	2	19	0	1	59	0	5	1	3

国・地域別 学校別留学生数

令和3年4月1日現在

学 校 名 国・地域名	愛媛 大学	松山 大学	岡山理科 大学今治 キャンパス	聖カタ リナ大 ・短大	松山 東雲女 ・短大	今治 明德 短大	環太平洋 大学 短期大学部	県立医 療技術 大学	新居浜 工業 高専	弓削 商船 高専	小 計	河原電子 ビジネス 専門学校	合 計
中国	63	12	11	1		34					121		121
マレーシア	10								3		13		13
ベトナム	7	1				5					13		13
韓国	31	1	14								46	1	47
バングラデシュ	12										12		12
インドネシア	21										21	1	22
タイ	7										7		7
フィリピン	3										3	2	5
ネパール	1										1	25	26
スリランカ	1										1		1
インド	2										2		2
モンゴル	2								4	4	10	1	11
ラオス									3		3		3
台湾	5		2	19							26		26
エチオピア	2										2		2
ガーナ	2										2		2
ガボン	1										1		1
ミャンマー	10					1					11		11
フランス	2										2		2
モザンビーク	2										2		2
ルーマニア	1										1		1
ナイジェリア	5										5		5
ブラジル	2										2		2
トルコ	1										1		1
パキスタン	1										1	2	3
カメルーン	1										1		1
セネガル	1										1		1
マラウイ	1										1		1
南アフリカ	1										1		1
コンゴ	3										3		3
合 計	201	14	27	20	-	40	-	-	10	4	316	32	348

※新型コロナウイルス感染症の影響により入国できていないものの、学校に籍がある者は数に含めている

愛媛県地域日本語教育 体制づくり事業 「調査内容とスケジュール」

第1回 総合調整会議

2022年7月15日(金)13:30~

於:愛媛県国際交流協会

目次

1. 体制づくり事業の目指すこと
2. 愛媛の地域日本語教育の現状
3. 推進計画策定の工程（体制、作業）
4. 調査について（時期、対象、方法、項目等）
5. 調査に基づく推進計画策定（見通し）

1. 体制づくり事業の目指すこと

令和4年度

⇒実態調査で地域の現状を把握

⇒地域日本語教育推計画（仮称）を策定



令和5年度以降

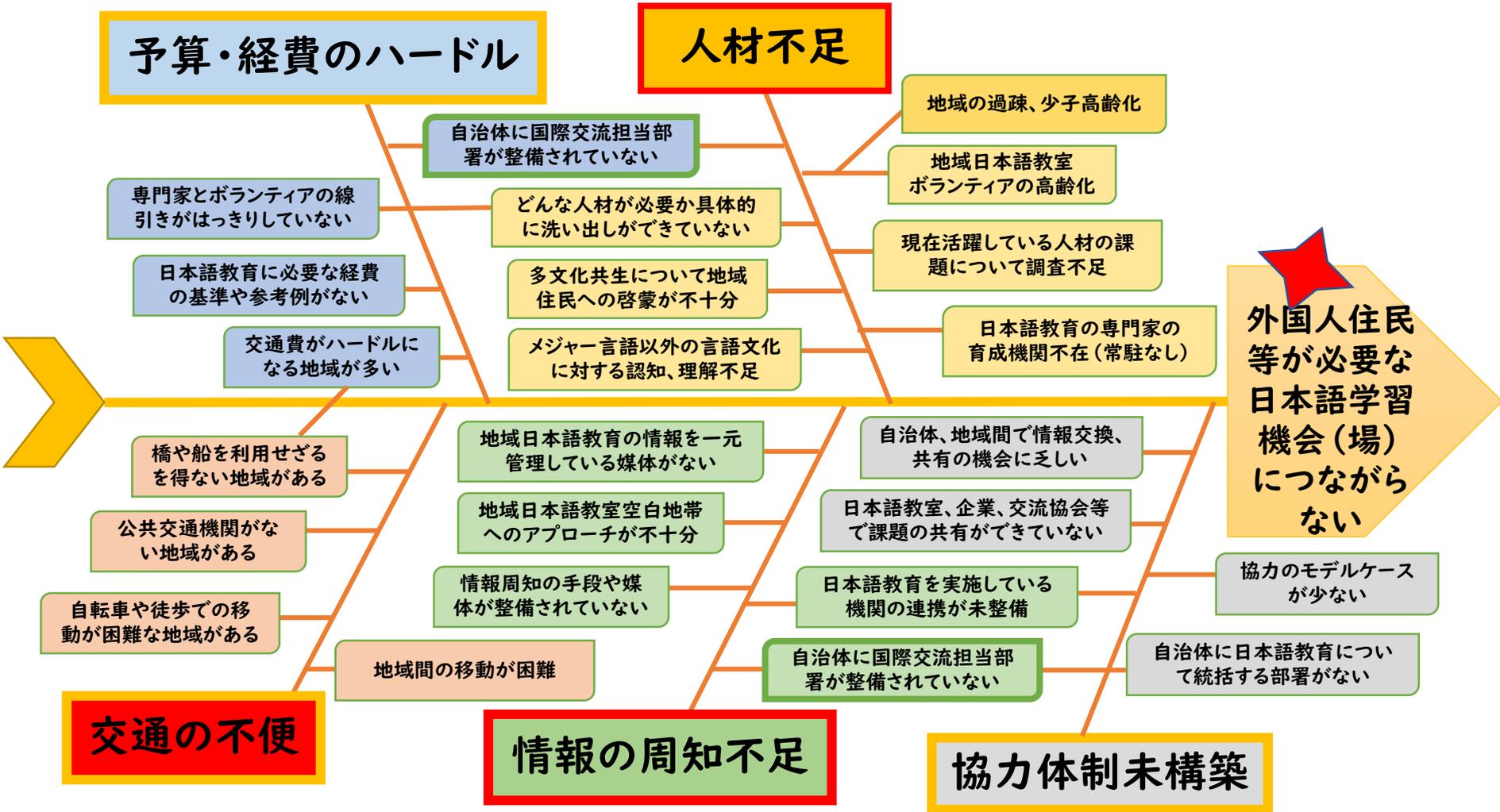
⇒地域の実情に即した日本語教育の
実施体制づくり、環境整備



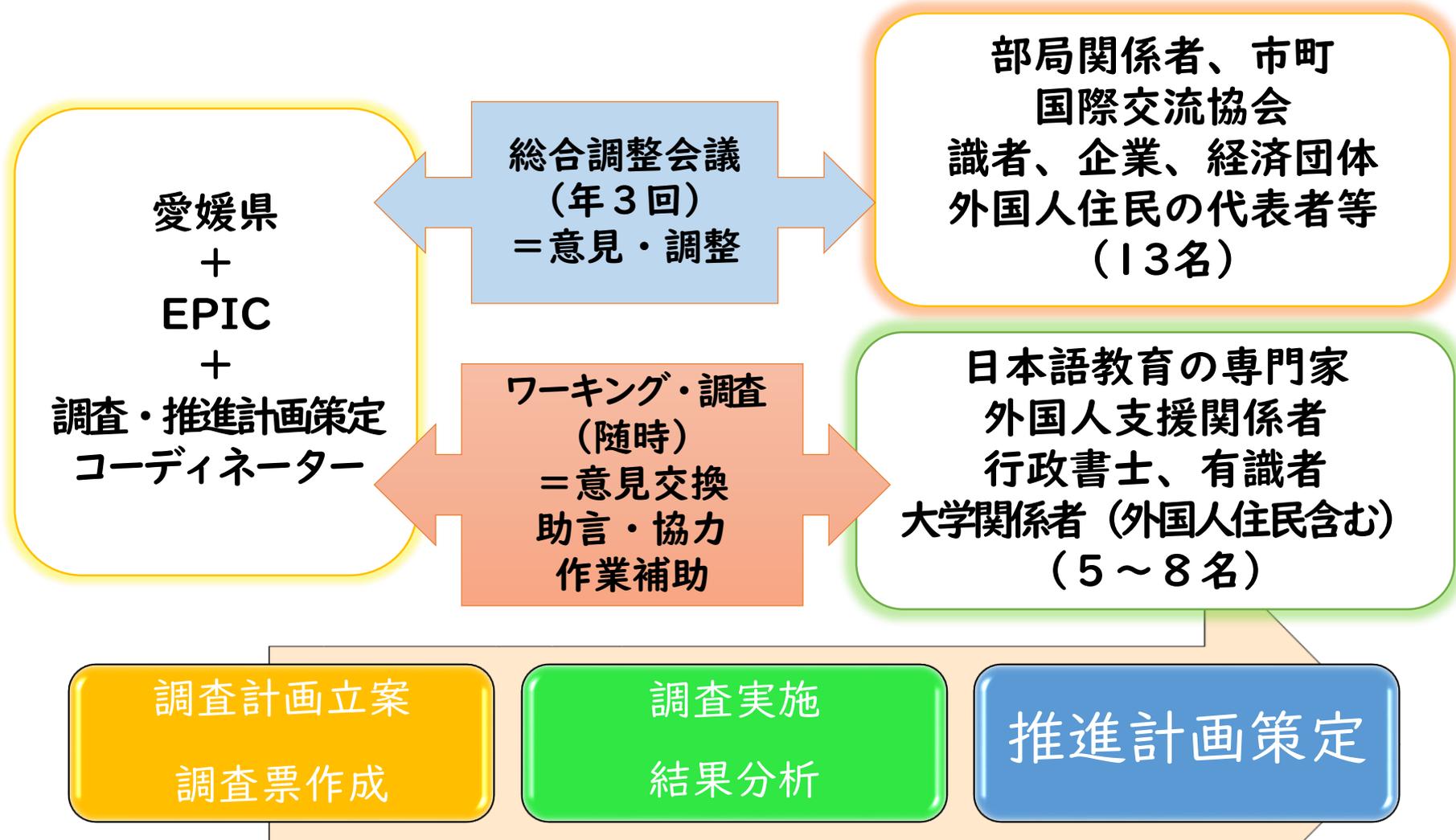
日本人、外国人**双方にメリット**があり、**活躍の場**
がある多文化共生地域社会の創出



2. 愛媛の地域日本語教育の現状



3. 推進計画策定の工程（体制）



3. 推進計画策定の工程（作業）

令和4年度分

月	主な工程
4	実態調査準備
5	調査表作成
6	アンケート調査準備 ⇄ワーキンググループの意見交換（以下WG）
7	①総合調整会議 →WG →アンケート実施 市町、団体、教育機関、企業（150）、外国人住民（1000～1300）
8	ヒアリング調査 ～ 次年度実施の骨子試案
9	調査結果集計 →結果報告作成 →WG →骨子案作成
10	②総合調整会議（調査報告）
11	→WG
12	→推進計画（案）作成
1	→WG
2	③総合調整会議（最終報告）
3	推進計画策定

4. 調査概要：アンケート

期間	対象(数)		方法
7下旬 ~8月中	地域 (134)	市町(20)	メール送信 WEB回収 (またはExcel 入力による メール回収)
		国際交流協会(10)	
		高等教育機関(7)	
		日本語教育機関(2)	
		日本語教室(15)	
		外国人雇用企業(80)	
	外国人住民 (1300)	【一般】(1000)	郵送・郵送回収 +WEB回収
		【技能実習】(300)	郵送・WEB回収

4. 調査項目概要（自治体、地域に向けて）

予算・経費 のハードル

- >（団体等の）組織概要
- >現在の事業内容

人材不足

- >地域日本語教育コーディネーターの需要・人材育成
- >ICTの活用

交通の不便

- >地域とのかかわり

協力体制 未構築

- >認識している課題
- >日本語教育における役割

情報の周知 不足

- >県への要望
- >コロナの影響
- >意見・提案

4. 調査項目（外国人住民におくけて）

文化庁国語課「日本語教育に関する調査の共通利用項目」に
基づき、項目を追加・改変したものを利用

◆地域に暮らす外国人の日本語能力や学習状況・学習経験・
生活上の課題などについて（23項目）

◆12言語に翻訳（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン
語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、タイ語、ネパール
語、ポルトガル語、スペイン語）＝在住外国人数の上位から選出

Googleフォームによるアンケートのサンプル

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeR3qc3Y2ZSKEEjCXIRWGFGGeJwywLi25G1fQ6fUv0AE_ZS60A/viewform

あなた自身のことについて

問1 あなたの性別は次のどれですか。【あてはまる数字1つに○をつけてください】

1. 男 2. 女 3. 答えたくない

問2 あなたの年齢は次のどれですか。【あてはまる数字1つに○をつけてください】

1. ~19歳 2. 20~29歳 3. 30~39歳 4. 40~49歳 5. 50~59歳 6. 60~69歳 7. 70歳~

問3 あなたの出身は次のどれですか。【あてはまる数字1つに○をつけてください】

1. ベトナム 2. 中国 3. フィリピン 4. 韓国・朝鮮 4. インドネシア 5. ミャンマー 6. ブラジル
7. カンボジア 8. アメリカ 9. ネパール 10. タイ 11. 台湾 12. その他()

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。【あてはまる数字1つに○をつけてください】

1. 経営・管理 2. 技術・人文知識・国際業務 3. 技能 4. 特定技能 5. 技能実習 6. 留学 7. 家族滞在
8. 特定活動 9. 永住者 10. 日本人の配偶者等 11. 定住者 12. 特別永住者 13. その他()

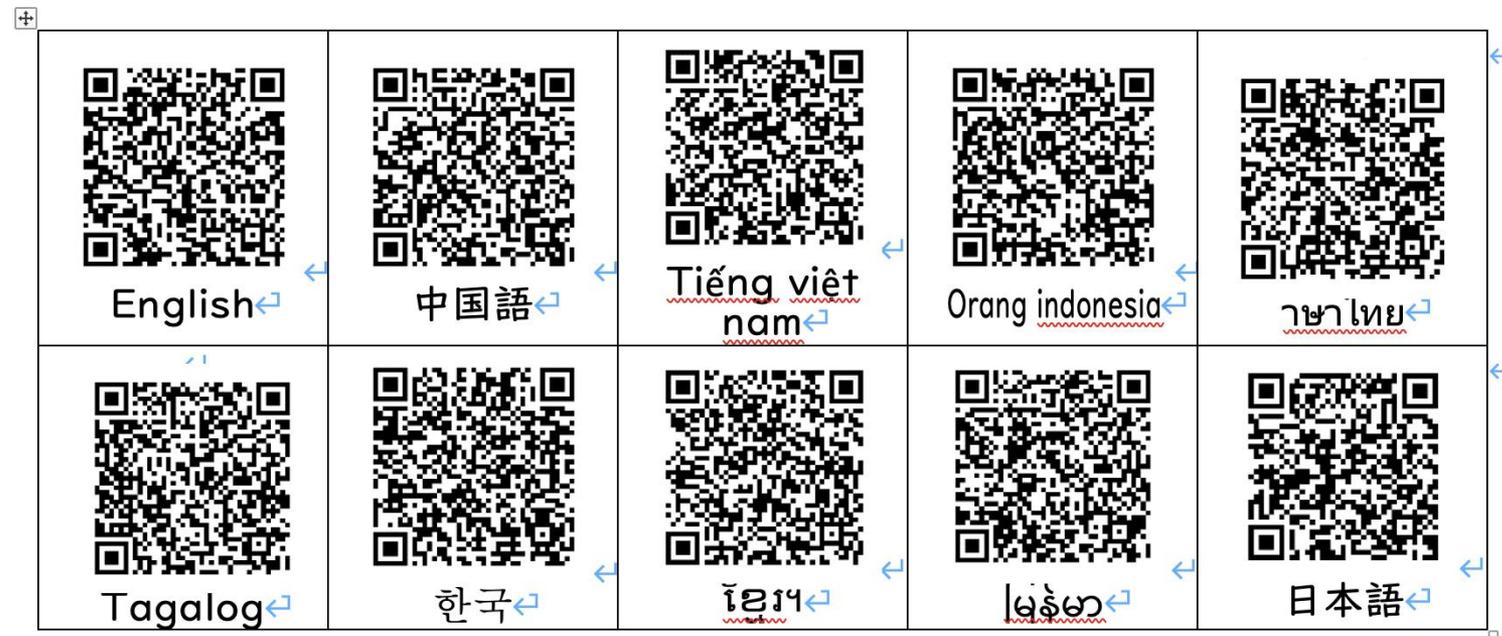
問5 あなたはどのくらい日本で生活していますか。【あてはまる数字1つに○をつけてください】

1. 6か月未満 2. 6か月以上~12か月未満 3. 1年以上~3年未満 4. 3年以上~5年未満
5. 5年以上~10年未満 6. 10年以上~15年未満 7. 15年以上

4. アンケートは、インターネットでも回答^{かいとう}ができます。インターネットで回答^{かいとう}する場合は、以下^{いか}の

QRコードをスマートフォンのカメラでとるとWEBページ^{はい}に入ることができます。←

<WEB回答^{かいとう}のQRコード>←



き^{きにゆう}にゆう 入^{ようし} いただいたアンケート用紙を、8月31日(水)^{がつ にち すい}までに、同封の封筒にいれてポストに投^{どうふう} とう

かん 函^{きって} してください。切手^はを貼^{ひつよう}る必要^ははありません。←

WEBアンケートは、8月31日(水)^{がつ にち すい}までにお答^{こた}えください。←

依頼文案

愛媛県地域日本語教育推進に関する実態調査

←

調査ご協力をお願い

皆様には、日ごろより県政運営に対しご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

愛媛県では、在県外国人等が生活等に必要な日本語能力を身に付けることができるよう、地域日本語教育の推進を図り、さまざまな取り組みを進めていくことになりました。これらの取り組みは、外国籍住民の言語面での自立を促すとともに、地域の誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指しています。

この調査は、「愛媛県地域日本語教育推進計画」策定に当たり、市町、国際交流協会、高等教育機関、日本語教育機関、日本語教室、外国人雇用企業の方々に、ご協力をお願いするものです。

ご記入いただきました内容につきましては、調査目的以外には使用しません。

また、個人情報の収集や利用及び管理については、愛媛県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解の上、率直なご意見をお聞かせください。

どうぞよろしく願いいたします。

公益財団法人 愛媛県国際交流協会（仮）

←

4. 調査対象の選定とアンケート送付（地域）

対象（数）	送付
市町（20）	EPIC統計、自治体HP等から情報を取得 →県担当者からメール送信
国際交流協会（10）	
高等教育機関（7）	
日本語教育機関（2）	
日本語教室（15）	
外国人雇用企業（80）	①ジェトロ愛媛『愛媛県国際取引企業リスト2022』から抽出 →県担当者からメール送信 ②愛媛県からも連絡、配信

企業へのアンケート							
依頼先	規模（労働者数）	1事業所当たりの 外国人労働者数	全体に占める割合*	送付件数	形式	配布方法	回収方法
事業所	30人未満	3.7	63.3	50	WEB入力	メール送信 （アンケート リンク）	WEB回答
	30～99人	5.5	21.2	17			
	100～499人	8.6	12.5	10			
	500人以上	13.9	3	3			
			合計	80			
* 事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率							
参考： 令和4年度 第1回外国人生活支援ネットワーク会議 労働局資料							

4. 調査対象の選定とアンケート送付（外国人住民）

対象（数）	送付先
<p>外国人住民【一般】 （1000） ※住民基本台帳に記載されている18歳以上の外国人住民（特別永住者と技能実習をのぞく）</p>	<p>EPIC統計、労働局資料等による情報から、それぞれの地域の調査数を割り出し →県から市町に住民基本台帳に基づく送付協力を依頼</p>
<p>外国人住民【技能実習】 （300）</p>	<p>①ジェトロ愛媛『愛媛県国際取引企業リスト2022』から抽出 →企業に郵送 ②技能実習関係機関に協力依頼 =周知していただく</p>

外国人住民（「技能実習」以外）へのアンケート							
依頼先*1	対象	全体に占める割合*2	送付人数*3	形式	配布方法	回収方法	回収目標数
西条市	外国人住民 =住民基本台帳に記載されている18歳以上の外国人市民 (特別永住者、技能実習をのぞく)	28%	200	直接記入または WEB入力	返信用封筒付きで 郵送 =アンケート用紙 (日本語・外国語) =添え状、WEB回答できるQRコードを提示	・郵送による返信 ・WEB回答	60
今治市		25%	300				90
松山市		35%	350				105
宇和島市 (八幡浜市)		12%	150				45
		合計	1000				300

*1 地方局所在地

*2 県内在住外国人総数に占める、地方局所属地域全体の在住外国人数の割合

*3 市の在住外国人数を加味して送付人数を調整

外国人住民「技能実習」へのアンケート

依頼先*4	対象	全体に占める割合*5	送付件数(事業所)*6	形式	配布方法	回収方法	回収目標数(人数)
建設業	外国人住民 =「技能実習」資格 で企業に所属している外国人市民	11.8	7	WEB入力	企業へ郵送 =依頼文 =多言語WEBアンケートのQRコード 付きシート(実習生へ配布)	WEB回答	11
製造業		66.6	40				60
卸売業、小売業		7.1	5				8
医療、福祉		6.6	5				8
その他 (運送業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業ほか)		1.7	3				5
		合計	57				90

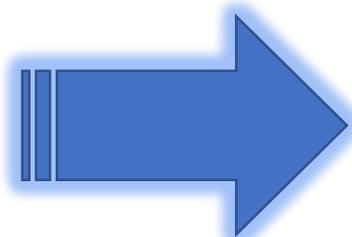
*4 依頼先事業所、産業分類

*5 在留資格別の外国人労働者総数(全産業計)に対する各産業別外国人労働者の比率

*6 各事業所、従業員数5~10名、300人程度にアンケートをする想定で調整

4. 調査概要：ヒアリング

期間	対象(数)	方法
8月～ 9月中旬	市町、国際交流協会、日本語教室、 外国人雇用企業等 (合わせて10件程度)	対面または Zoomによる半構 造化インタビュー
	外国人住民(3～5件程度)	



アンケート及びヒアリング調査をあわせて、
ワーキンググループ・大学関係者の協力
のもと、統計学的に集計・分析

5. 調査に基づく推進計画策定（見通し）

主な課題	推進計画案
人材不足	<ul style="list-style-type: none">>地域の実情に合った教室運営ができる人材の育成>人材登録システムの構築>地域日本語教室と教育機関との連携協力
予算・経費のハードル	<ul style="list-style-type: none">>企業、自治体、日本語教育機関等の役割分担>実施側、受容する側双方が納得できる経費のすり合わせ>行政の支援（人材育成、施設・設備等のサポート）
地域を結ぶ交通の不便	<ul style="list-style-type: none">>ICTを活用した学習機会>企業、自治体、地域日本語教室ができる支援（交通費負担、送迎等）
情報の周知不足	<ul style="list-style-type: none">>アクセスしやすいポータルサイト（情報発信の場）づくり>自治体、国際交流協会等に外国人向けの情報窓口を設置
協力体制の未構築	<ul style="list-style-type: none">>多文化共生社会に向けた各分野における役割の認識>統括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーターの配置>地域間、団体等の活動の情報共有